

○小池晃君 大臣、正に今審議されているパート法案について厚生労働省の国会答弁とも百八十度異なるような見解が出されているわけですよ。しかも、それだけではない。同一労働同一賃金にも反対。最低賃金を引き上げることにも反対。しかも、中身を見ますと、例えばこんなことも書いてあるんです。行政庁、労働法・労働経済研究者などには、このような意味でのごく初歩の公共政策に関する原理すら理解しない議論を開陳する向きも多い。当会議としては、理論的根拠のあいまいな議論で労働政策が決められることに対しては、重大な危惧を表明せざるを得ないと考えていると。ここまである意味なめられたような文書を出しているわけですよ。

大臣、やっぱりこれは、私、むしろ私なんかは、これももう財界の利益のみを根拠にしたあんな議論で、労働政策にこういう規制改革会議が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいて黙っているわけにはいかないんじゃないんですか。私は、今正にパート法の審議もやっているんですから、その中で、全く政府見解と違うことが規制改革会議から出てくる中で、これは法案審議なんかできませんよ。これを撤回しなければ、私はこの法案審議はできないと思いますが、撤回を求めるべきじゃないですか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 委員の御指摘は私といえども理解するところであり、先ほど来申し上げておりますように、この法案を出し、また担当の省のみならず、内閣におきましても、そういう最低賃金の問題について将来、中長期的にこれを引き上げる方向でその条件をいかにして整えるかという点について議論をいたしている。そういう状況の下で、政府のこの一部の末端の組織といえども、こうしてその方向性において全く違うようなことを意見表明するということが、これはもう随分異例のことであると思うし、適切さを全く欠いていると私は考えております。小池委員の方からは、この撤回を求めるべきと、こういうふうにおっしゃいますけれども、これは規制改革会議の下のグループの、更にその下のまたタスクフォースということでございますので、ちよつと私どもとしてはそれほど大きく相手にすべきことでもあるまいと、このように考えております。

○小池晃君 この調査、三年前にも行われていたが、最賃を要素とするという数字が一四%から、今お話あったように、二二%に上がってきています。六四%という同じ地域の同業同一職種の場合が多いと思うんです。結局その地域の最賃という

私、いろいろと実態お聞きしましたけれども、例えば大阪の労働者、大阪労連の方に聞いたんですけど、パート労働者の方が団交でその均等処遇を求めると何と言われるか、そんな賃金とこはどこにあるねんと、周り見て自分のところだけ良くて遜色ないはずだと、その証拠にあんたたち安いと言っけど辞めないうらうと、こういう返事が、これは使用者側から返ってくるんですよ。これが実態だと。

結局、大阪の例でいうと、最賃額の七百十二円を基礎にして、最低ラインに学生アルバイト、その少し上にパートが置かれてパート相場はできていると、そこに張り付いているという実態があるんだと。しかし、八割は有期雇用ですから、これは安い賃金でも我慢するしかないという実態があるんだと。こうした中でまともな生活ができる賃金確保するために、解決方法としては、やはり同一価値労働同一賃金というものをルールの原則にしっかりと据えるとともに、全国一律最低賃金制を確立する。最低賃金、まともに暮らせる水準、私たちがとしては時給千円以上ということ提起してはいますが、これが本場に必要なんだろうと思っております。

その点で、今この国会に提出されています最賃法案ですが、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると、そういう規定でしかない、確実に最賃が引き上がる根拠は示されておられません。厚労省としては、これ、どの程度の金額が上がると考えているのか。もう生活保護との関係という点ではかえって大きくなる危険性あるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、今のお話にありましたように、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十分機能しているというふうには思っておりませんし、今後とも、安全網として一層適切に機能することが求められているというところであります。

このため、今お話ありましたように、今回の改正法案では地域別最賃については生活保護との整合性も考慮するということを確認しまして、その最賃額までの賃金の不払についての罰金額の上限を五十万円に引き上げること、より一層この最低賃金制度が適切に機能するようにしたいというふうに考えております。

お話ありました最低賃金の具体的な水準につきましては、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこの法改正の趣旨に沿った議論が行われて、その結果に沿って現下の雇用情勢等を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

また、成長力底上げ戦略推進内閣会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図って、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいというふうに考えております。

今お話にありました全国一律、まあ千円というお話もありましたが、そういうことにつきましては、急に最低賃金を大幅に引き上げることにつきましては、これは中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的だということに思っております。

最低賃金を全国一律の制度とすることについては、これは最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差がありまして、生計費も異なるというところから、その水準につきましても地域によって差があるものでありまして、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではないと、やはり各地域の実情に応じて決定されるべきであるというふうに考えております。

○園田康博君

次に、最低賃金の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は、他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられたままでございます。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使っておりませんが、これは日本語に訳せば、働いても貧乏ということであり、まじめに働いても暮らしていけない、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国でございませぬ。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指していると言わざるを得ません。

大臣、ネットカフェに行つたことはございませぬでしょうか。私は昨日、ネットカフェのその実態、若者の実態を現場で見なければならぬと思ひ、実際に見てまいりました。そこには、日雇い派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立てているもの、アパートを賃貸する初期費用六カ月分をためることができます、ネットカフェ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜を過ごす若者がふえていると言われ、ネットカフェ難民という言葉まで生まれています。

このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合う生産性を発揮できない労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたものであります。今、こうして最低賃金の改正案がまさに

国会審議に入ろうというときに、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、これは見過ごすことはできません。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、最低賃金の中長期的な引き上げ方針を協議することになったものであります。

一体、政府は最低賃金を引き上げるのでしょうか、引き下げるのでしょうか、どっちなんですか、答えてください。規制改革会議のペーパーを読めば、政府は、貧乏人はもっと貧乏になれと言っていて、格差は正など単なるポーズだったとしか見えません。最低賃金政策の決定権がだれにあるのかも含めて、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

民主党の考えでは、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしており、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすること、これを取り入れるお考えがあるかどうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

政府案は、地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としてありますが、この改正により、加重平均で時給四十九円になるという厚生労働省の試算が報道されています。この試算の算定根拠、法施行後一週に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれぞれ出しているたびに、バナナのたき売りでございませぬが、例えば最賃の相場が引き上がるような報道がなされており、それはそれで結構でございますが、格差は正に本気で取り組むのは民主党の方なのか、政府・与党なのか、どんなに競つてみたとしても、私ども民主党の方が真剣であり、政府・与党は単なるポーズにすぎないということ、最後に指摘をさせていただきます。私の質問を終わります。

○園田康博君

次に、いわゆるネットカフェ難民についてお尋ねがありました。この問題に的確に対応するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これらの労働者は、その外見から一般の利用者と区別がつかないことなどから把握が困難な面があるため、関係者と調整を図りながら的確な把握方法を見出し、早急に実態調査を行つてまいり所存であります。

これらの者に対する対策につきましては、把握された実態を踏まえて具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保するための相談、支援を行うとともに、より安定的な就業機会を確保するための支援を行つていくことが課題であると考えております。

規制改革会議の意見書に対する見解等についてのお尋ねがありました。お尋ねの規制改革会議の意見書とは、去る五月二十一日、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースが公表したものであり、とお聞きいたしました。当該記述は、現時点における同タスクフォースの考え方として、不用意な引き上げということが起こつた場合について意見を述べたものと理解しております。

厚生労働省といたしましては、最低賃金法改正法案を成立させていただいた際には、改正法の趣旨を踏まえ、最低賃金の引き上げを図つてまいり所存であります。なお、最低賃金は、最低賃金審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定するものとなっております。

労働者の家族も考慮した最低賃金の決定に関するお尋ねがありました。労働者の生活のために必要な費用をいづものですが、具体的にどのような労働者を前提とするのかについては、最低賃金の決定の仕方と密接に関連する問題であります。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいづれも対象としており、また、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くその後上昇して行くこととでございませぬ。こうしたことを前提とするならば、最低賃金の決定に当たつて、直接参考とするのは若年単身労働者の生計費とすることが適当と考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することといたしてございませぬ。生活保護に係る施策との整合性の具体的なあり方は、最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め、さまざまな要素を総合的に勘案して審議を行い、決定されるものであります。御指摘の報道の内容は、現在の最低賃金の水準と生活保護の水準との機械的な一つの比較を示したものと考えております。

いづれにいたしましても、今回の法案が成立した際には、最低賃金審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた議論が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることといたしてまいります。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○江田康幸君

まず、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えするセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしているところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増しているものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県ごとに決定されておりますが、地域によっては、最低賃金でフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが働かないものと考えます。

こうした問題に関し、労働者の賃金の底上げを図るべく、最低賃金制度がより一層セーフティネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのように対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、あるべき最低賃金の姿についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全国最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で千円を目指すというような意見があり、これを実現させるため、民主党案では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払っておりません。

このような主張は耳ざわりがよく、またわかりやすくもありませんが、最低賃金は国が罰則をもってすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなりますと、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準

等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られるところであります。

全国最低賃金を導入すべきという主張や、地域別最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものと認識しておりまして、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティネットとして一層適切に機能することが求められている、このように考えております。

このため、最低賃金法改正案におきましては、地域別最低賃金について、一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることといたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に關するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によつて物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によつて差があるものと考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えています。

また、地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

○笠井亮君

最後に、最低賃金の問題です。現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保護水準さえ下回っているのが現状です。こんなことが放置されていいはずはありません。最低賃金の決定権は国にあります。こんなに低レベルにとどめてきた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるのですか。

今必要なことは、全労連や連合を初め多くの労働者、国民が求めているように、全国どこでも時給千円以上に引き上げることではありませんか。明確な答弁を求めて、質問を終わります。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。

今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしたしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の改正法案が成立した際には、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の措置を講ずることとしたしております。

最低賃金の水準についてのお尋ねがありました。

地域別最低賃金を全国どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○重野安正君

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そもそも、このような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金もどの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、欧米諸国と比べ低過ぎます。ナショナルミニマムの最低賃金を法で定め、そこに地域別最賃を上乗せする方式に変更することによって、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最後に、機能不全に陥っている雇用のセーフティネットを一刻も早く張り直すことを強く求め、私の質問を終わります。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがありました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準についても地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、全国最低賃金を決定した上で、地域によってそれを上回る地域別最低賃金を決定する方式につきましては、地域の実情に応じて地域別に最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらないのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えます。

○糸川正晃君

最低賃金法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしております。そして、これにより最低賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生労働大臣は幾度となく発言しております。

厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪などの全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っております。

最低賃金の大幅引き上げは中小企業への影響も大きいと考えられますが、どのようにして最低賃金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがございました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでありますが、今回の最低賃金法改正法案が成立した際には、審議会において法改正の趣旨にそった審議が行われ、その結果に基づき、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図ることとしておりますが、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるものと期待をいたしております。

○辻泰弘君

それから次に、アメリカの最低賃金についての報道がございました。最低賃金については法案的には議論ができないまま終わるのかもしれないけれども、私どもとしては、やはり全国最賃をつくって、生計費も、労働者本人だけじゃなくて家族の生計費も入れた数字とすべきだと、このようになことを申し上げているわけでございます。そこで大いなる関心を持っているわけですが、アメリカも二年間で六百三十円近くから八百八十円まで引き上げるといふふうなことが出ていたわけですが、まずアメリカの最賃制度についての基本的な仕組み、その今度の引上げの内容、それから引上げをするときに減税なども加味したというふうな聞いておるんですが、その辺について簡単に御報告いただければと思います。

○政府参考人(宮島俊彦君) お答えいたします。

今般、五月二十五日に大統領の署名した法律は、現行一時間当たり五・一五ドル、日本円で百二十円で換算しますと六百十八円の連邦最低賃金を、署名の日から六十日後には五・八五ドル、七百二十円、一年後は六・五五ドル、七百八十六円、さらに一年後に七・二五ドル、八百七十円へ引き上げるといふ内容でございます。

なお、引上げに伴いまして中小企業に対する減税も実施し、企業負担の軽減も図るといふふうに聞いておるところでございます。

○辻泰弘君 まあ国情が違うんであれですけども、基本的には全国最賃みたいなものであると、こんなイメージでしょうか。

○政府参考人(宮島俊彦君) アメリカの最低賃金制度でございますが、これには連邦制度と州の制度の二つがございます。

連邦最低賃金の適用範囲、これは州を越えて営業する企業、それから連邦、州などの公務員、それから年商五十万ドル以上の事業所などが連邦最低賃金の適用というところでございます。州においてはその連邦で適用されないものについても最低賃金を決めておりまして、適用範囲、金額とも州において独自に決めているというふうなことでございますが、連邦賃金と州賃金が差異が生じる場合は労働者にとって有利な方を優先すると、そういうふうな制度になっているというところでございます。

○辻泰弘君 また、最低賃金の議論は今後させていただきますたいと思えますけれども、私どもとしては最低賃金を、このアメリカでも二百三十円くらいでございますか、上げていくというところだ、二百五十円ですか、上げていくというふうなことを、まあ二年間でございませうけど、あるわけで、そういうことも、そしてまた中小企業減税も加味しながらということのようですね、そういうことも模範としながら取り組んでいきたいと思っております。

またあわせて、最賃の引上げと同時に残業代の割増し率の引上げというものをもうとっかかりと取り組んでいく、そういうことのトータルとしての労働分配率の引上げに政策的にも対応していかねければならないと、このように思っております。

○新井委員

初めに、最低賃金法について、生活保護との整合性についてお伺いいたします。

賃金の水準が生活保護を下回る都道府県があると思いましたが、最低賃金の水準が生活保護の水準より低いと、額に汗して働くよりも生活保護を受けた方がよいということになって、就労意欲がそがれるのではないかと思っております。

そこで、最低賃金が生活保護を下回るという指摘につきまして、今回どのようにこの改正法案で対応しているのか、副大臣にお伺いしたいと思います。

○武見副大臣 本来、この最低賃金制度というのは、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障して労働条件の改善を図るということを目的としているわけです。ただ一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点、それからモラルハザードの観点、こういったところから、生活保護との整合性の問題が指摘されるようになってまいりました。

このため、最低賃金法改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確にしているわけでありまして、この最低賃金の具体的な水準につきましては、

地方最低賃金審議会、ここでの審議を経て決定されるものでございますけれども、今回のこの法案が成立した後、審議会におきまして法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現実の雇用経済状況をしっかりと踏まえた上で、最低賃金のそれぞれの地域における適切な引き上げ、こういったこと等の措置を講ずることとしております。

○新井委員 私、ぜひともそれをしっかりとやっていただきたいと思っております。この最低賃金制度について、民主党は、通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮せずに最低賃金を決定する、という改正法案を提出して、時給最低千円を目指すという主張がなされているようにも思いますが、最低賃金はやはり地域の経済力に見合ったものとするべきであると私も思っております。このような

主張は実効性があると言えるのでしょうか。

そして、また政府にお伺いしたいと思っておりますけれども、最低賃金の決定に当たっては賃金支払い能力を考慮すべきものと考えますが、この点についていかがでしょうか。お伺いいたします。

○青木(豊)政府参考人 地域別最低賃金の具体的な水準につきましては、これは三つの決定基準、一つは労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの決定基準に基づきまして、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるということになっております。

お話がありましたように、このうちの通常の事業の賃金支払い能力というのは、これは個々の企業の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができるとする賃金支払い能力をいこうというふうに考えております。

最低賃金は、国民経済あるいは当該地域の経済力の水準とかけ離れた水準で決定され得るというものでない、御指摘のとおりだと思います。最低賃金の決定に当たりましては、御指摘のとおり、通常の事業の賃金支払い能力についてもやはり考慮されるべきものというふうに考えております。

○新井委員 ありがとうございます。

私も、この民主党の、これは最低千円以上を目指すと言っておりますけれども、かなりの地域差があると思っております。そしてまた、私の地元などでも、零細企業にとりましてはやはり負担となりますので、確かに労働基準法というのは労働者のための法律だと思っておりますけれども、経営者のこともある程度考えてあげないといけないと思っておりますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。



